

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○牛のヨーネ病の発生	(畜産振興課) 1
○保安林の指定の予定(3件)	(治山林道課) 1
○保安林の指定に係る通知の揭示	(") 1
○公共測量の終了の通知	(用地対策課) 2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○土地改良区の役員の就退任(2件)	(農業基盤課) 2
○土地改良区の定款変更の認可	(") 2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体	4

告 示

高知県告示第308号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
港 町 診 療 所 安芸市港町一丁目1番10号 平22・4・1

高知県告示第309号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処分
1頭	長岡郡本山町	平成22年5月6日	殺処分

高知県告示第310号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
須崎市上分字光弘乙228の1、乙1684、乙1685、乙1687
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字光弘乙1684・乙1685・乙1687(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、乙228の1
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第311号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡黒潮町蜷川字カラストマリ3671、3674、字ヤライ3676の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第312号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡黒潮町御坊畑字ホトガナロ881、字ヌタツボ919、字下クタセ976のイ、976のロ、977のロ、字上ウツゲジリ1004、1005、1006の1、1007の4、字ウチノ尾1076、1077、字池ノ谷1096の3、字下池ノ谷1097の4、字ヲリ山1098の1、字シイノキ谷1100の6、1100の7、字上ノダン1138、字コラジン1148、1149、1152から1154まで、字ヲクタクボ1161、1163、字ヲクウチビラ1173のイ、1173のロ、1174の3、1176、1178
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第313号

平成22年4月高知県告示第251号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
高岡郡上半山村赤木113番屋敷

- イ 氏名
森部 初次
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡葉山村赤木113番屋敷
 - イ 氏名
森部 初次
 - (3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡上分村105番屋敷
 - イ 氏名
川田 光次
- 2 保安林に指定する通知の要旨
- (1) 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町赤木字舞ノ川タルノ元2139の1、2139の2、
字熊ノ山2146
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・
期間及び樹種について

高知県告示第314号
 南国市長から平成22年3月高知県告示第133号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成22年3月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年12月15日 21高都計第520号	香美市土佐山田町字 宗目殿丸432番1ほか	香美市土佐山田町 宝町一丁目2番1号 香美市長 門脇 横夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市川北江川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
 平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	門脇 陽盛	安芸市川北乙1448-1
〃	川谷 一正	〃 〃 乙 166
〃	小松 秀義	〃 〃 乙 653
〃	川竹 寛	〃 〃 乙 757
〃	川竹 博生	〃 〃 乙1226
監事	野町 榮司	〃 〃 乙 740
〃	川竹 實	〃 〃 乙1196
(就任)		
理事	門脇 陽盛	安芸市川北乙1448-1
〃	川谷 希明	〃 〃 乙1723-22
〃	川谷 守	〃 〃 乙 282
〃	野町 榮司	〃 〃 乙 740
〃	川竹 順子	〃 〃 乙1038-2
監事	川竹 寛	〃 〃 乙 757
〃	川竹 實	〃 〃 乙1196

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東洋町野根土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
 平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	百々 範昌	安芸郡東洋町野根丙2254
〃	前川 泰男	〃 〃 〃 丙1301-1
〃	高谷 八郎	〃 〃 〃 丙 895
〃	田中 喜之	〃 〃 〃 乙 390
〃	土居 啓甫	〃 〃 〃 甲 406-3
〃	面脇 政男	〃 〃 〃 甲 721
〃	弘田 功也	〃 〃 〃 丙 60
〃	堀川 靖夫	〃 〃 〃 丙1226-8
〃	山川 慶貢	〃 〃 〃 丙1623-1
〃	吉中 忠行	〃 〃 〃 丁 38
監事	太田 米藏	〃 〃 〃 丙2460-1
〃	林 平馬	〃 〃 〃 丙1298
(就任)		
理事	百々 範昌	安芸郡東洋町野根丙2254

〃	前川 泰男	〃 〃 〃 丙1301-1
〃	太田 米藏	〃 〃 〃 丙2460-1
〃	太田 茂穂	〃 〃 〃 丙1193
〃	高谷 八郎	〃 〃 〃 丙 895
〃	奈良崎公一	〃 〃 〃 丙1763
〃	面脇 政男	〃 〃 〃 甲 721
〃	堀川 靖夫	〃 〃 〃 丙1226-8
〃	松崎 能也	〃 〃 〃 生見 143-2
〃	山川 慶貢	〃 〃 〃 野根丙1623-1
監事	林 平馬	〃 〃 〃 丙1739-2
〃	森本 恭生	〃 〃 〃 河内 209-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北江川土地改良区の定款の変更を平成22年5月6日に認可した。
 平成22年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第8号
 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条（同規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。
 平成22年5月21日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 審査の種類、期日及び場所
 - (1) 審査の種類
 技能検定員審査等に関する規則（以下「規則」という。）第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
 ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
 イ 普通自動車免許
 ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
 - (2) 審査の期日
 平成22年6月24日（木）及び25日（金）
 - (3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。

免許の技能検定に関する技能		績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

		成績であること。
(2) 教習指導員審査の方法等		
審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80

		パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員（大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円）
- イ 教習指導員（大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円）

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第22号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成22年4月1日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年5月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
形岡一後援会	吉岡 楠雄	岡平 和	土佐清水市小江町2-11
土佐市を正す会	渡邊 幸雄	岡山 博子	土佐市宇佐町宇佐737-3
堀内としあき後	谷口 文和	堀内 啓子	南国市稲生井川

援会			2189-2
嵐桜会	森 和夫	森 由香	高岡郡四万十町十川284-4
渡邊幸雄後援会	高木 一夫	井上 卓秀	土佐市宇佐町宇佐737-3